

# 議題 2

## 特定教育訓練制度の創設並びに救命いかだ搭載船舶における救命艇手の選任について

### (1) 小型旅客船の乗組員に対する 特定教育訓練について

九州運輸局  
海上安全環境部  
船員労働環境課

# 特定教育訓練 ～概要～

- ✓ 小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する水域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施を義務付け。

## 特定教育訓練対象者

小型旅客船(海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶※)の乗組員(当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。)

※ 従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象

## 対象者の具体的イメージ

### 小型旅客船の船舶所有者



特定教育訓練を実施

法第5条の船舶所有者：船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合はその者(船員派遣の場合、使用する者は派遣先のみ)

改正法第118条の5の特定小型船舶所有者：船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人  
※乗組員の雇用契約は関係しない。

## 以下の職務で乗り組ませる者

注：復職船員にも教育訓練を実施

### 船長



### 甲板員



甲板部職員  
又は部員

### その他乗組員



(左記以外の)輸送の安全の確保に関する業務を行う者

### 復職船員

船長、甲板員及びその他乗組員として乗船経験があり、3年を超える期間当該職務を離れたのちに、同一の船舶所有者・船舶・航行水域において復職しようとする者

## 訓練内容

### ■ 船舶ごと



### ■ 航路ごと



### ■ 主な内容

- ✓ 運航水域の特性
  - ・ 運航水域の気象海象
  - ・ 運航水域における規制
  - ・ 安全管理規程(運航基準含む)



- ✓ 緊急時対応
  - ・ 避難港
  - ・ 救命器具
  - ・ 避難誘導
- ✓ 実船実水訓練
  - ・ 操船
  - ・ 離着棧
  - ・ 無線連絡 等



# 特定教育訓練のポイントとおおまかな流れについて

## 特定教育訓練の特徴

### 2部構成

「座学相当(講義)」と「実船実水訓練(実技)」の2部構成。

### 対象区分

気象・水象等を元に航行する水域を4区分。水域の特性に応じ、その区分ごとに訓練内容等に差異を設けて訓練を実施。

## 特定教育訓練のステップ

座学相当実施前

訓練実施期間

船長等

### 運航水域における乗り組み経験

1シーズンから最長2シーズンの

乗り組み経験(グループ1及び2の船長限定)

### 座学相当(講義)

- ① 乗り組み経験に係る確認テスト(グループ1及び2の船長限定)
- ② 船長等として乗り組むための学習

### 実船実水訓練(実技)

- ③ ①の確認テストの結果と②で得られた知識を実船の場で体得
- ④ 全ての訓練に関する効果測定

### 2部構成

「座学相当(講義)」と「実船実水訓練(実技)」では、それぞれ、当該水域における気象・水象、操船、緊急時の対応(避難誘導、避難港の利用等)を訓練

### 4つの水域

#### 次の観点から、航行する水域で4区分

	影響事項	評価指標
出港判断	気象・水象変化の将来予測	航行時間(長いほど規制強)
操船	波高・風速・航法	航行区域(平水・5海里)
救命	水温	水温

### 確認テスト

4つの対象区分のうち、上位2区分の水域(厳しい条件下となると考えられる水域)において船長となろうとする者を対象に、当該水域における一定の乗り組み経験により得られた基礎知識等について確認するテストを実施。(上記の①)

### 効果測定

実船実水訓練終了時、効果測定を実施し合格することが必要。(上記の④)

### 記録の作成・保存

訓練の記録を作成し、保存。

### 訓練修了の確認

訓練終了時、船舶所有者が終了を確認。

# 特定教育訓練のグループ分けについて

区分	概略	具体例
グループ 1 (沿海区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 航行時間2時間を超えて沿海区域以遠を航行する航路であって、水温10℃未満の水域(特定の内海海域を除く)</li> <li>● 航行時間2時間を超えて5海里以遠を航行する航路であって、水温15℃未満の水域(特定の内海海域を除く)</li> <li>● 海岸や避難港からの距離、航路距離、海難事故の発生状況その他を勘案して大臣が定める水域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知床沖遊覧</li> <li>・ 釧路沖周遊</li> </ul>
グループ 2 (沿海区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 航行時間2時間を超えて5海里以遠を航行する航路(特定の内海海域を除く)</li> <li>● 航行時間2時間を超えて沿海区域以遠を航行する航路であって、水温15℃未満の水域(特定の内海海域を除く)</li> <li>● 5海里以遠を航行する航路であって、水温15℃未満の水域(同上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石垣～波照間～西表島～石垣</li> <li>・ 菱浦～国賀周遊～菱浦</li> <li>・ 網走沖遊覧</li> </ul>
グループ 3 (沿海区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記1, 2を除く沿海区域を航行する航路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下田～石廊崎</li> <li>・ 久賀～福江～樺島</li> <li>・ 神戸空港～小豆島</li> </ul>
グループ 4 (平水区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平水区域のみを航行する航路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京湾内屋形船</li> <li>・ 尾道水道遊覧</li> </ul>

※ 一定期間のみ運航する場合、運航期間中の最低水温による

離岸	航行時間	水温	
5海里以遠	2時間超え	15℃未満	グループ1
		15℃以上	グループ2
	2時間以内	15℃未満	グループ3
		15℃以上	グループ1
5海里未満	2時間超え	10℃未満	グループ1
		10℃以上	グループ2
		15℃未満	グループ2
	2時間以内	15℃以上	グループ3
		15℃以上	グループ3
		15℃以上	グループ3
航海距離、海難事故の発生状況その他を勘案して地方運輸局長が適当と認めるとき			グループ1

## 通年運航する場合

航行する区域に以下の表に掲げる区域が含まれるか否かで、水温要件①②に該当するか判断します。

水温	航行区域の範囲
水温要件① 10℃未満	太平洋側:北緯38度以北 日本海側:北緯37度45分以北
水温要件② 10℃以上 15℃未満	太平洋側:北緯35度15分以北 日本海側:北緯33度15分以北 (①を除く)

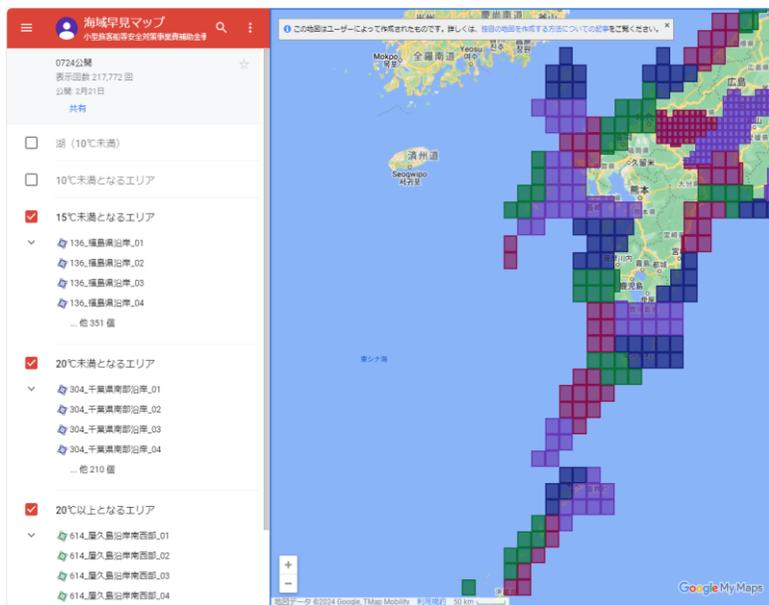


# グループ分けに必要な水温・航行区域の確認方法

○季節運航する場合、運航期間中の運航海域の最低水温を確認

## 海域早見マップ

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjjz3I&ll=33.96607818454027%2C133.30551374623604&z=8>



○運航する航路の航行区域を確認

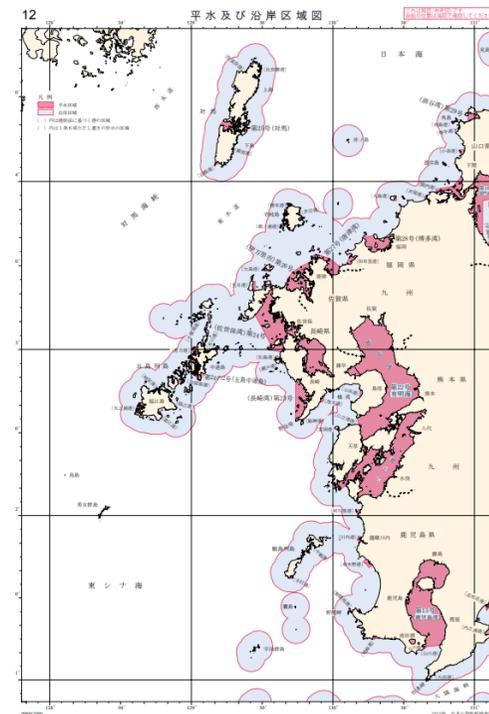
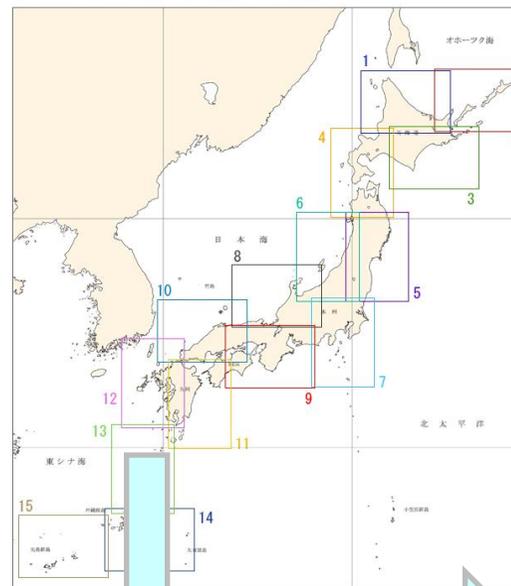
## 航行区域検索ページ (日本小型船舶検査機構HP)

<https://jci.go.jp/areamap/heisuiengan.html>

➤ 航行区域検索ページ (平水・沿岸)

### 平水区域及び沿岸区域

該当エリアをクリックすると平水区域と沿岸区域の参考図が表示されます。



# 特定教育訓練の流れについて (船長候補の例)

	確認テスト (乗り組み経験)	履歴 限定	イメージ	
グループ 1 (沿海区域)	○ (2シーズン)	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 確認テスト 座学相当(運航基準、 避難港等) 乗り組み経験(2シーズン) ※2シーズン運航する全ての季節において均一に経験 実船実水訓練(60回)	船長 効果測定
※特例措置	×	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 座学相当 実船実水訓練(90回)	船長 効果測定
グループ 2 (沿海区域)	○ (1シーズン)	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 確認テスト 座学相当 実船実水訓練(30回) 乗り組み経験(1シーズン) ※1シーズン運航する全ての季節 において均一に経験	船長 効果測定
※特例措置	×	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 座学相当 実船実水訓練(60回)	船長 効果測定
グループ 3 (沿海区域)	×	○ (1年)	乗船 履歴限定(1年) 座学相当 実船実水訓練(30回) ※定員外 又は 営業外で 実施	船長 効果測定
グループ 4 (平水区域)	×	×	乗船 座学相当 実船訓練15回	船長 効果測定

※グループ1・2の特例措置は、新規参入、新規航路への就航、20t未満への代替建造(離島航路)、船長の急病等、回避不可能なやむを得ない事情がある場合に限り適用

※「2シーズン」とは…夏期運航のみの場合→夏期を2回経験することを示す

# 特定教育訓練の具体的内容(座学相当・実船実水訓練)について(時間・回数)

●復職船員含む

グループ1

グループ2及び3

グループ4

項目				船長候補		甲板員候補		その他乗組員候補	グループ2及び3			グループ4		
				時間・回数		時間・回数		時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数
【講義】 運航水域の特性、 運航基準 及び 緊急時対応	①	気象・水象、運航水域における危険箇所	●	40時間 以上	●	20時間 以上	-	5時間 以上	40時間 以上	20 時間 以上	5時間 以上	20時間 以上	8時間 以上	5時間 以上
	②	運航水域における規制	●		●		-							
	③	運航基準	●		●		●							
	④	故障、火災、衝突、 座礁及び浸水時の 対応・手順	●		●		-							
	⑤	落水、傷病対応	●		●		●							
	⑥	避難、航行経路からの離脱、救命器具	●		●		●							
【実技】 実船実水訓練 (実技)	⑦	運航可否判断	●	-	-	-	1回 以上	30回以上	15回 以上	1回 以上	15回以上	5回 以上	1回 以上	
	⑧	発航前検査	●	●	-									
	⑨	出入港作業	●	●	-									
	⑩	離・着棧※1、操船※1	●	-	-									
	⑪	見張り※1、 航海計器、業務連絡	●	●	-									
	⑫	避難、航行経路からの離脱、救命器具 ※3	●	※4	●	※4								●

※1 夜間に運航する場合は、当該時間帯において訓練を行い、灯火・灯台等夜間の状況を確認する。

※2 甲板員に離・着棧や操船を行わせる場合には訓練を行う。

※3 運航基準の範囲内において、比較的厳しい状況下で行う。

※4 ⑫のうち、避難港等への離着棧・出入港作業、旅客の避難誘導手順、船内の救命器具の確認にかかる訓練については、特にそれらを主要内容とした訓練回として、1回以上行う(これらを分けて2回以上の形で行うことも可)

※1回のカウント→A~B~Aの周遊:1回、A→B:1回

※⑦~⑫について、1回の運航で実施、それぞれで実施、いずれも可。

# 実船実水訓練実施に当たっての留意点

- ・1日に極端に集中して実施することのないようにする。
- ・運航シーズンの中で、特にリスク要素が多いと考えられる時季・時間帯がある場合は、その時季・時間帯での訓練を実施する。
- ・夜間運航が想定される場合は、夜間の訓練を実施する。
- ・航行の安全に支障のない範囲であれば、営業運航中であっても訓練実施は可能である。ただし、訓練対象者は船員法で定められた定員には含めない。

## 実船実水訓練における訓練対象者の定員上の扱い

自動操舵装置なし				自動操舵装置あり				
最長航行時間	8時間以下	16時間以下	16時間超	最長航行時間	8時間以下	16時間以下	16時間超	
700トン未満の船舶	2人	4人	6人	700トン未満の船舶	1人	2人	3人	
	定員内	定員外			定員内	定員外		
営業中	船長 	<del>甲板員 </del>	+	甲板員(船長候補) 	営業中	船長 	+	甲板員(船長候補) 
営業外	船長 	甲板員(船長候補) 			営業外	甲板員(船長候補) <del></del>		

訓練として乗り組む甲板員(船長候補)を定員に含めることは不可

甲板員(船長候補)のみでは指導者がいないため不可  
(指導者(船長)が乗船していれば可能)

# 運航航路の海域での乗り組み経験に関する留意事項①

## ○必要となる運航航路の海域での乗り組み経験

グループ  
1

- ・ 運航航路の海域において、複数年にわたり、営業運航予定時季と同一の時季を通じて相当の回数、小型旅客船に乗り組んだ経験

グループ  
2

- ・ 運航航路の海域において、営業運航予定時季と同一の時季を通じて相当の回数、小型旅客船に乗り組んだ経験

船舶所有者が  
実施

経験の確認  
+  
確認テスト※

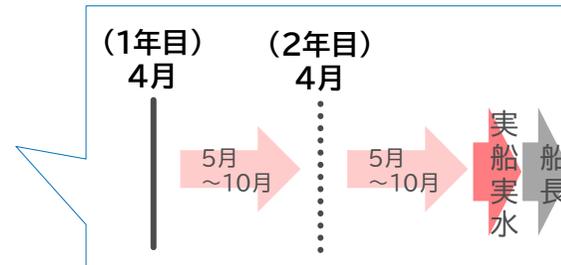
海域特性の  
理解度を  
確認

「営業運航予定時季と同一の時季を通じて」とは、営業運航を予定している全ての季節において、均一に経験することを求めるものです。

※確認テストとは  
運航航路の海域での乗り組み経験により得られた知識・経験が、集中的な訓練を実施する段階に達しているかどうかを船舶所有者が確認するためのものです。

## ○「複数年にわたり、営業運航予定時季と同一の時季を通じて相当の回数、乗り組んだ経験」とは？

- 通年運航(1年間通して運航)の場合  
→4月から翌年3月までの乗り組み経験を2年以上
- 5月から10月運航の場合  
→5月から10月までの乗り組み経験を2年以上
- 7月、8月運航の場合  
→7月、8月の乗り組み経験を2年以上



乗り組みは運航形態や頻度を勘案した経験とすることとし、通年運航の場合は1年あたり60回程度の経験を均一に積むことを求めるものです。

※ いずれも運航期間の概ね前後1か月を含む期間内。

※ 運航期間が変わる場合についても、運航期間の概ね前後1月の範囲内での変更であれば、乗り組み経験を有する。

# 運航航路の海域での乗り組み経験に関する留意事項②

## ○運航航路の海域とは？

海域の特性の理解は、その後に続く特定教育訓練の一環であることから、運航予定の航路と概ね同じ航路※における経験です。 ※入出港、主要経路、主要ポイント、通過点が同じ

## ○乗り組み経験として認められる小型旅客船とは？

訓練対象が特定小型船舶でない小型旅客船の場合は、特定小型船舶を除いた小型旅客船における経験です。特定小型船舶の場合は、特定小型船舶を含む小型旅客船に乗り組んだ経験とします。

## ◎やむを得ない事情により、運航航路の海域での乗り組み経験を有する者を確保できない場合の特例はないのか？

次に掲げる場合において必要となる特定教育訓練は、輸送の安全を確保する観点から必要と考えられる代替措置を講じた上で、特例措置を講じることとします。

### 特例措置を適用する場合

回避不可能なやむを得ない事情により、小型船舶における運航航路の海域での乗り組み経験を有する者の確保ができない場合

#### 具体的なケース

新規参入

新規航路  
への就航

20t未満への  
代替建造  
【離島航路】

船長の  
急病等

#### 特例措置の内容

#### 運航航路の海域での乗り組み経験の省略

代替  
措置

##### 実船実水訓練

- ・実船実水訓練の回数を2倍(グループ1については1.5倍)
- ・実船実水訓練は運航予定期間のうち当該海域における最も厳しい時季を含めて実施

##### 安全管理体制の整備

出航判断における地元漁業者・通船事業者等による助言を受けられる体制の整備と助言の結果の記録・保存【新規限定】

# 事業者内に訓練指導に適した者がいない場合の措置

船舶所有者は、運航船舶の特徴や水域特有の気象・水象を熟知する者を訓練指導者として選任し訓練を実施しますが、新規事業者等、事業者内に訓練指導に適した者がいない場合は、以下の措置を講じた上で実施します。

## ○概ね同じ航路の他事業者、地域の協議会などの協力を得て訓練を実施

概ね同じ航路※において活動する他事業者(地域協議会の事業者を含む)、漁業従事者(水域特性に限る)、小型船舶教習所などで当該水域で2年以上の経験を有する小型船の船長相当の者に対し、事業者内の規定など一部を除き、運航航路の特性、操船や避難港等、指導を依頼し実施します。

なお、内規なども含めあらかじめ外部指導者に共有し、全てを訓練してもらうことも可能であるが、船舶所有者と外部指導者とが協力し、漏れがないよう訓練を実施すること。 ※概ね同じ航路:入出港、主要経路、主要ポイント、通過点が同じ

## ○上記で網羅できない訓練部分や、外部指導者もいない場合は？

出航港のできるだけ近い海域における、他事業者等の船長相当の者から、必要な情報を得て、自ら実施します。

実船実水訓練については、船舶所有者とこれら第3者が同乗し実施します。(第3者は所要訓練回数の1/5以上を定期的に同乗)

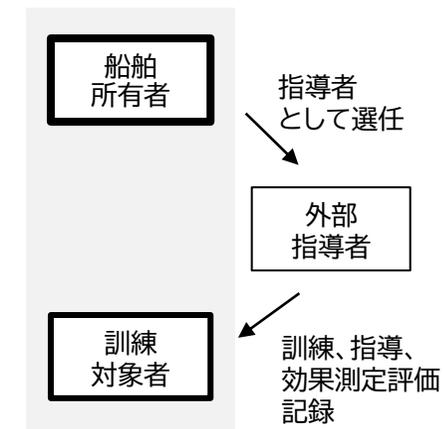
## ○効果測定の評価は？

⇒ 船舶所有者及び第3者が同乗し、複数回の効果測定を実施します。

本来、指導者による教育訓練を経た、指導者による効果測定と比較し、評価の状況や前提が異なることから、複数回の効果測定を実施します。

いずれの回も、船舶所有者が同乗することに加え、実船実水訓練に定期的に参画する第3者に外部評価者として効果測定時にも引き続き同乗してもらい、小型旅客船の船長としての適性について、自らの経験を踏まえて評価していただきます。

この外部評価者による評価で合格した場合に限り、船舶所有者(船舶所有者自身が被訓練者の場合を含む)が責任を持って総合評価をします。



国土交通省HPに「ガイドライン」「教材ひな形(テキスト)」「効果測定、理解度確認テスト」「訓練実施記録簿(ひな形)」等を掲載しておりますので、訓練実施にお役立てください。

**令和6年4月1日以降の特定教育訓練について**

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船員法の改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施が義務づけられました。

**特定教育訓練対象者**  
 小型旅客船(海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶)の乗組員(当該船舶に乗組ませようとする者を含む。)  
 ※ 従来、船員法が適用されない総トン数5トン未満の船舶(「湖、川又は港のみを航行する船舶」)も対象

**対象者の具体的なイメージ**

以下で職務で乗り組ませる者	注:復職船員にも教育訓練を実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>船長</li> <li>甲板員</li> <li>その他乗組員</li> </ul>	(左記以外の船長の安全の確保に関する業務を行う者)

**訓練内容**

船舶ごと	主な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>A船</li> <li>B船</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運航水域の特性</li> <li>運航水域の気象海象</li> <li>運航水域における規制</li> <li>安全管理規程(運航基準含む)</li> </ul>
航路ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊覧船</li> <li>救命器具</li> <li>遊覧誘導</li> <li>実船実水訓練</li> <li>操船</li> <li>離着桟</li> <li>無線連絡 等</li> </ul>

これを受けて、特定教育訓練の内容や進め方を記載した「ガイドライン」と、訓練実施にあたって訓練指導者と訓練対象者が使用する「教材ひな形」を作成しましたので、支援ツールとしてお役立てください。

**【ガイドライン関係】**

- ・ガイドライン(令和6年3月)
- ・教材ひな形(令和6年3月)

**【通告】**

- ・特定教育訓練の実施にかかる細目(令和6年3月18日国海員第443号)

**【効果測定、理解度確認テスト】**

- ・理解度確認テストの例(確認事項を含む)※グループ1、2の船長候補のみ
- ・効果測定の例(確認事項を含む)

**小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練**  
 【ガイドライン】

令和6年3月  
国土交通省海事局

**小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練**  
 【教材ひな形】

令和6年3月  
国土交通省海事局

各訓練項目の解説

各訓練項目の解説を基に、対象者に訓練を実施します。

各訓練項目の記録

訓練対象者は訓練の内容を基に記録することで、運航水域特有の気象・水象などを整理します。

「教材ひな形」の空欄に事業者ごとの情報を追記することで独自の教材ができあがります。

【国土交通省HP】令和6年4月1日以降の特定教育訓練について  
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr4\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000041.html)

## (2)救命いかだ搭載船舶における 救命艇手の選任について

---

# 救命いかだ搭載船舶における救命艇手の選任について

## 救命艇手(船員法第118条)

1. 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶※1については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数※2の救命艇手を選任しなければならない。
2. 救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。
3. 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。
  - ①国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者
  - ②国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

### ※1 省令の定める船舶(救命艇手規則第1条)

船員法適用船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶以外の次に掲げる船舶

- ① 旅客船
- ② 旅客船以外の最大搭載人員100人以上の船舶

### ※2 省令の定める員数(救命艇手規則第2条)

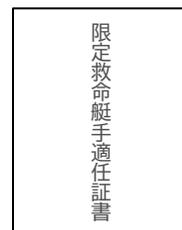
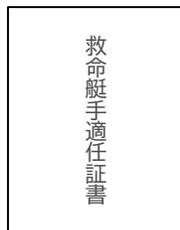
救命いかだ 1つにつき **1人**

※国内各港間のみを航海するもの又は船舶救命設備規則により救命艇の搭載に係る規定の適用を受けているものは「限定救命艇手」の員数を含めることができる。(規則第2条2項)

「限定救命艇手」とは、膨張式救命いかだについてのみ割り当てることができる救命艇手をいう。

### 救命艇手の選任が不要な例

- ・ 改良型内部収容型救命浮器を搭載する場合
- ・ 旅客定員12人以下の船舶に救命いかだを搭載する場合
- ・ 船舶検査証書上の航行区域が平水区域である船舶



※選任が不要であっても、救命いかだを搭載する場合は、緊急時でも慌てずに取り扱えるよう、あらかじめ使用方法を確認しておきましょう！

# 救命艇手資格認定について

## 救命艇手資格認定要件(救命艇手規則第7条)

- ① 年齢18年以上であること。
- ② 船員法第83条の健康証明書を受有していること。(船員手帳第14表～第16表の健康証明書)
- ③ 船舶に6月以上乗り組んだ者であること。
- ④ 次のいずれかに該当すること。
  - イ 海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)、海技士(電子通信)
  - ロ 大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者。
  - ハ 海技大学校、(独)海技大学校、海員学校、(独)海員学校、(独)海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校、水産大学校、(独)水産大学校、国立開発法人水産研究・教育機構の卒業生。
  - ニ イ～ハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者。 ※同等認定講習
  - ホ 国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した者(限定救命艇手に限る)。

## 申請方法(救命艇手規則第8条)

### 【必要な書類】

- 救命艇手資格認定申請書(第3号様式)
- 限定救命艇手資格認定申請書(第4号様式) ※限定救命艇手の資格認定の場合
- 船員手帳  
※船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書、本籍の記載のある住民票の写し等(旧姓の併記を希望する場合は、当該旧姓が確認できるものに限る。)
- 上記②、③の要件に適合することを証する書類  
(船員手帳により③の要件に適合することを証することができないときは、これを証する書類。例:乗船履歴証明書等)
- 上記④イ～ホの要件に適合することを証する書類
- 収入印紙(2,500円分)

### 【提出先】 地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局の本局、支局及び海事事務所 (以下、「地方運輸局等」)

※郵送、メールによる申請も可能ですが、いくつか条件がありますので、事前に提出先へお問い合わせください。

## 適任証書の再交付(救命艇手規則第10条)

受有する救命艇手適任証書の記載事項に変更があった場合、紛失又はき損した場合において、再交付を申請しようとする場合は、再交付申請書を最寄りの地方運輸局等に提出してください。 ※詳しくは提出先へお問い合わせください。